

**令和4年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会  
事務職（A）採用試験実施要領  
（令和4年10月1日採用）**

令和4年4月14日

令和4年度社会福祉法人松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）事務職採用試験を次のとおり行います。

**1 試験区分及び採用予定人数等**

試験区分		採用予定人数	勤務場所等
事務職 （令和4年10月1日採用予定）	A	1人程度	協議会において、一般事務に従事する。

（注）採用予定人数は変更とする場合があります。

**2 受験資格**

次の（1）から（2）までの要件を全て満たす者

（1）平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者※

（2）次のアからウに該当しない者

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 職員又は松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学又はこれと同等と認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び令和5年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者も受験可能です（いわゆる飛び級入学により大学卒業（見込み）者の特例）。

**3 申込受付期間等**

**申込受付期間は、令和4年4月15日（金）から令和4年5月16日（月）まで**です。

（窓口は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

**郵送による申込みは、令和4年5月16日（月）までの消印のあるもの**に限り受け付けます。

**4 試験日時等**

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、第3次試験は第2次試験の合格者を対象に行います。

**(1) 試験日時、試験会場及び合格発表**

区分	日 時	場 所	合格発表
第1次試験	令和4年6月12日(日) 午前8時45分から 午後3時頃まで (開場は午前8時15分予定)	松山市総合福祉センター 5階 中会議室ほか (松山市若草町8番地2) * 集合場所は松山市総合福祉センター1階ロビー	令和4年6月下旬(予定) に協議会前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第2次試験	前半 令和4年7月3日(日)	松山市総合福祉センター 5階 中会議室ほか * 詳細は第1次試験合格者に通知する。	令和4年7月下旬(予定) に協議会前掲示板に掲示するほか、受験者全員に合否を通知する。
	後半 令和4年7月中旬(予定)	松山市総合福祉センター 5階 中会議室ほか * 詳細は第2次試験前半受験者に通知する。	
第3次試験	令和4年8月中旬(予定)	松山市総合福祉センター 5階 小会議室ほか * 詳細は第2次試験合格者に通知する。	令和4年9月上旬(予定) に協議会前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。

**(2) 試験の方法**

区分	科 目	内 容	形 式	時 間
第1次試験	教養試験	一般知識、知能及び教養について	択一式(40問)	120分
	専門試験	職務遂行に必要な専門知識について	択一式(40問)	120分
	事務適性試験	職務遂行に必要な適性について (正確さ、迅速さ等の作業能力)	択一式(100問)	10分
	(注) 得点配分は、教養試験：専門試験：事務適性試験＝2：2：1とする。			
第2次試験	前半	適性検査*	職務遂行に必要な個人特性等について	約60分
		個別面談*	主として人物についての個別面談	約10分
	後半	集団面接	主として人物についての集団面接	約50分
		集団討論	出された題に対する集団での討論	約50分
	※適性検査及び個別面談は試験の参考とするものであり、得点化はしない。 (注)得点配分は、第1次試験：第2次試験(集団面接：集団討論)＝1：9(4.5：4.5)とする。			
第3次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
	(注) 得点配分は、第2次試験：第3次試験(口述試験)＝4：6とする。			

**(3) 第1次試験 出題分野**

試験科目	出題分野
教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係

## 5 受験手続（協議会の所在地等は最終頁を参照）

### （1）申込書及び受験票を次の方法により入手してください。

申込書及び受験票は、協議会総務調整課（松山市総合福祉センター1階）、協議会各支所（北条・中島）、愛媛県福祉人材センター（愛媛県総合社会福祉会館）でお渡しします。協議会ホームページからダウンロード・印刷することもできます。印刷する場合はA4両面印刷をしてください。

郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」及び「試験区分」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒（角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの）を同封して協議会総務調整課に送付してください。

### （2）申込書及び受験票を協議会総務調整課に提出してください。

申込書及び受験票に必要事項を記入して協議会総務調整課に提出してください。

申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏には申込者の氏名を明記してください。

写真は申込前3箇月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものとしてください。

郵便で提出する場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、封筒の裏に必ず差出人の住所と氏名を記入してください。また、上記の申込書、受験票及びあなたの宛先を明記した返信用封筒（長形3号サイズの封筒に84円分の切手を貼ったもの）を同封して簡易書留で協議会総務調整課に送付してください。簡易書留の控えは、受験票が届かなかった場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。

令和4年5月20日（金）までに受験票が届かない場合は、協議会総務調整課にお問合せください。

（注）ホームページ上から直接申し込むことはできません。

※提出書類 ○ 申込書  
○ 受験票  
○ あなたの宛先を明記した返信用封筒（郵送で提出する場合のみ）

## 6 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね令和4年10月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取消します。

## 7 勤務条件

### （1）勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間を含む。）の1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。

### （2）給与等

協議会給与規程等の規定に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整します。また、給料の支給日は、原則として毎月21日です。

試験区分	初任給（現行）	諸手当
事務職	177,000円 (注) 大学卒の初任給	協議会給与規程等に定める扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当等を該当者に支給する。

### （3）有給休暇

年次休暇（1年当たり20日・繰越により最大40日）、療養休暇、特別休暇

※10月採用の場合は10日付与（年度末まで）

#### (4) 条件付採用期間

採用後6箇月間は条件付採用期間です。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は採用取消となる場合があります。

### 8 試験結果等

- (1) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号については、松山市総合福祉センター前掲示板に掲示するほか、協議会ホームページでも公開します。合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は松山市総合福祉センター前掲示板や協議会ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。
- (2) 次の5項目については、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者のみに通知します。(総合得点、科目別得点、受験者数、順位、合格最低点)
- (3) 最終合格者から令和4年9月末までに採用辞退者がでた場合は、最終面接者と協議の上、補欠合格者の中から繰上採用を行います。

補欠合格者の有効期間は、原則として合格発表の日から令和4年9月30日までとなります。

なお、上記期日までに最終合格者に繰り上がらなかった場合はその資格を失うことになります。

### 9 その他

- (1) 試験会場に自動車は駐車できません。(自動二輪及び自転車は駐輪場をご利用ください。)
- (2) 試験当日は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、マスクを持参し、着用してください。
- (3) 昼食等は各自で用意してください。
- (4) 試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計(時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等の出る機能を有するものの使用は認めません。)を持参してください。試験時間中、これら以外のものは、許可なく使用できず、机上にも置けません。
- (5) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験それぞれにおいて、協議会が指定した日時及び場所で、全ての科目を受験した方を受験者とし、公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とし、
- (6) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (7) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (8) 申込者数や平均点等も、順次、協議会ホームページで公開します。
- (9) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、協議会とは一切関係がありませんのでご注意ください。
- (10) 台風等の非常災害及び新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、協議会ホームページでお知らせします。
- (11) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに下記まで問い合せください。

#### 申込先 及び 問合せ先等

〒790-0808

愛媛県松山市若草町8番地2

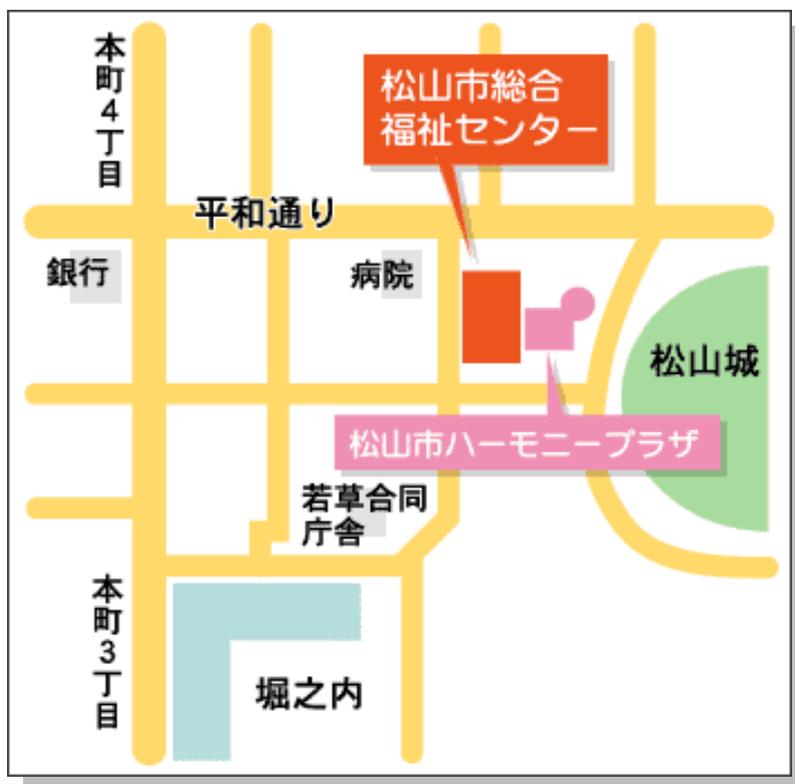
松山市総合福祉センター 1階

社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 総務調整課

TEL : 089-941-4122 FAX : 089-941-4408

<https://www.matsuyama-wel.jp>

## 松山市総合福祉センター地図



松山市総合福祉センター 5階 中会議室等

(愛媛県松山市若草町8番地2)